

令和4年7月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年7月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年7月20日(水) 午前9時30分～午前11時

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- 12. 平池 收
- 15. 大林 孝行

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主査 岩崎 正英

主任 中山 弘美

主任 山根 大雅

その他の出席者

香川県農業会議 松原 祥平

議事日程

農政に関する議題

1. 全国農業新聞の購読推進について
2. 令和5年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
3. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 非農地証明願について

報告

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和4年7月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。総会に先立ち、本日配付しています資料の確認をいたします。まず、総会の次第（裏面に、定例農家相談会開催結果と次回日程）です。それから、A4：1枚ものの「全国農業新聞の普及実績（市町別）」です。以上、2点となります。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記載をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から7月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、改めましておはようございます。お忙しい中、7月の総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。任期3年の内、ちょうど2年が終わることになりました。この2年間コロナに振り回されて、いろいろ制限が加えられて、活動が難しいという状況でした。あと残された1年なので、今までやれなかった活動があると思っています。1年後には、委員の改選があります。まだ1年ありますが、来年の3月には名簿を作らなければなりませんので、年末ぐらいまでには大体の骨格ぐらいはできればと思います。自分が身を引く場合には、次の方に根回しを取り組んでください。農業委員、推進委員に課せられた仕事が増えてきていますので、あと1年頑張っていたきたいと思います。今日農業会議の松原さんから新聞の購読についてお話をいただくということです。議事を進めます。本日の出席委員は14人でして、過半数が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、6番葛原委員と9番久米委員をお願いいたします。それでは農政に関する議題に入ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題として、議題1「全国農業新聞の購読推進について」、議題2「令和5年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議題1「全国農業新聞の購読推進」につきまして、本日は農業会議の松原さんにお越しいただいています。松原さん、よろしく申し上げます。

●農業会議（松原祥平君） いつもお世話になっています。ご紹介いただきました香川県農業会議の松原と申します。日頃は本会議の事業推進にご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。また、お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。私からは全国農業新聞の普及のお願いをさせていただけたらと存じます。本日お配りしている資料として、新聞の見本紙、申込用紙、普及資材のボールペンと部数表、事前にお送りされているかと思えますけれどもパンフレット、この5点です。この全国農業新聞につきましては、農業委員会等に関する法律6条3項に位置付けられています。農業一般に関する調査及び情報

の提供の活動として、全国的に推進しているところです。全国農業新聞が、どのような新聞かは委員の皆様もご存知のことかと思えます。お送りしていますパンフレットの表紙の左隅に、「全国農業新聞とは」と記載がありますように、1952年から農業委員会のネットワーク機構が発刊しています。週刊の農業専門紙です。週刊ということを活かして、農政の動きなどもろもろの情報をコンパクトにまとめて提供しています。2年前から、全面カラー化、また、文字のサイズ、様式を変更して、見やすい紙面に改定を進めているところです。新聞のポイントについては、パンフレットに記載の通りです。農地利用最適化の取り組みや農政の動き、また、鳥獣害対策など、農業委員会活動の現場だけでなく農業経営者の方にも役立つ情報が掲載されています。また、農業委員会がどのような活動をしているのかを地域に伝える媒体としても、非常に有用なものだと感じています。また、個人的なお話ですが、最近は少なくなってきましたけれども、視察先候補を探すときに、私はこの新聞を利用しています。さて、新聞の普及ということで、現在の県下の部数については、お手元の部数表にある通りです。この部数表については、平成18年から令和3年まで、いずれの年も12月末時点の部数となっています。ちなみに最新は令和4年6月時点のものですが、丸亀市については、部数表の左上にある通り104部、県下については1,386部となっていて、ご覧の通り平成18年より、減少が進んでいます。減少が進む中、2,000部越えとはいかずとも、まず1,500部の回復を目標にしていこうということで動いています。また、丸亀市の場合、ありがたいごとに、委員の皆様にご協力をいただいているということですが、県下の農業委員、農地利用最適化推進委員皆さんの購読を目指しまして、香川県農業会議だけではなく、全国農業会議所も現場などを巡回させていただき、普及に努めているというところです。ここ数日、新型コロナウイルスの感染者が増加しているという報道がありますが、これから農地パトロールなどを通じ、地域の農業者の方等々にもお会いする機会が増えるかと存じますので、本日お配りをしておりません見本紙や申込用紙、普及資材などをご活用いただき、全国農業新聞の普及推進にご協力をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。また、新聞の普及ではありませんが、この場をお借りして1点アナウンスさせていただけたらと思います。現在、東かがわ市農業委員会の会長でもあります田村さんが会長を務めます香川農業委員会女性の会、女性の農業委員、推進委員で構成する会ですが、この会と中国四国農政局香川県拠点が連携して、女性の農業委員、農地利用最適化推進委員の登用促進に向け、各市町農業委員会を巡回しています。県下の女性の委員は年々増加しています。現在、農業委員については24名、推進委員は4名となっています。合計で28名です。24名の農業委員に占める女性の割合については、令和3年末時点で8%、農業委員と推進委員を含めた28名の割合は4.3%となっています。この4月に改選のあった観音寺市、東かがわ市、三豊市、小豆島町の改選結果を含んでいませんが、この8%、4.3%というのが全国でどのくらいの登用率に位置しているかと申しますと、ともに全国で一番登用率が低い状況になっています。昨年12月に丸亀市のアイレックスで、県下の農業委員、推進委員を集めた研修会において、田村会長ら

が壇上に上がって、女性の登用についてお願いしたことを記憶している方も多いかと存じます。丸亀市の場合、先ほどの会長のご挨拶の通り、来年の7月に改選があると伺っていますので、その折には女性の登用につきまして、ご検討をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。連日30度を超す暑い日が続きますが、引き続き農業委員会活動をよろしくお願ひいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。先ほど次期役員の話をしました。女性の割合を増やしてくださいとたびたび言われています。女性がいない審議会は、農業委員と推進委員とは分けて判断しますが、推進委員の方は女性委員がいないと指摘されました。委員に女性を登用することを考えてください。それから農業新聞について、綾川町が多いのですが、どのように推進しているのか松原さん、教えてください。

●農業会議（松原祥平君） 私が上司から伺っているのは、委員と事務局が一緒になって推進して行って、平成27年12月の対比で見ると4.5という高松市や観音寺市、三豊市も当時高かったのですが、現在の対比部数をご覧いただくと高松市や観音寺市、三豊市というのは減少しているのですが、ある程度減少に歯止めができているというのが綾川の一つの特徴かと思われます。新規講読プラス継続の講読ということで、委員皆さんにご講読いただいていると思うのですけれども退任された後も引き続き継続の講読お願ひさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 松原さん、ありがとうございます。

次に、議題2「令和5年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしています「令和5年度農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見県提出への要望について」というホチキス留めの資料をご覧ください。今年度も切実なご意見・ご要望をたくさん提出いただきましてありがとうございました。5月総会でお知らせした通り、いただいたご意見は事務局で整理・集約し、先日7月11日の役員会において、提出分を決定しまして、既に農業会議へは提出終了しています。この総会では報告という形になりますが、提案内容を説明いたします。今年度は事務局の方からも少し要望の方を入れました。それでは1枚目ですが、例によって最適化推進業務の項目ごとに整理をいたしました。また、1枚目上側の枠ですが、担い手への農地利用集積・集約化という内容になっています。「人・農地プラン」に関することです。提案理由を読み上げます。「人・農地プラン」については、今後ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化されるということである。これに伴い、市が地域の将来の農業のあり方、農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する目標地図を策定するにあたって、農業委員会は農地の出し手・受け手等の情報を収集し、農地機構等関係機関と連携して

目標地区の原案を作成することになった。これに対する、提案内容が下の枠になります。読み上げます。目標地区の原案作成にあたっては、集落ごとの話し合い等による農業者の意向を反映したものとするため、農業委員会と農地機構任せでなく、県・市の主務課をはじめ、JA、土地改良区など関係機関がワンチームとなった取組体制を構築し、「人・農地プラン」が地域の農地利用のマスタープランとして、地域住民への理解の促進に繋がるよう支援されたい。もう1つ、農地機構を通した農地の貸借を促進し、集積集約化を進めていくためには、農地機構の人員増など機能強化を図られたいというものです。目標地区の原案作成については、今年度、国から購入補助を受けるタブレット端末を活用して、農業委員会が出し手・受け手の意向調査を行い、農地ごとに耕作者を張り付けるという作業を農地機構と協力して行くと、国の説明書きにはなっていますが、意向調査は令和2年に法人以外に対して既に実施済みであるので、このアンケート調査結果を十分活用して、集落ごとの話し合いによる地域の意向を反映した地域計画づくりに、関係機関が連携して取り組みを支援いただきたいという内容にしています。また、担い手の詳しい経営状況を把握している農地機構については、今後、集約化を促進するための軸となる重要な機関ですので、人員増など体制を強化していただきたいというものです。それでは、2ページ裏面をご覧ください。遊休農地の発生防止と解消についてという項目です。提案理由を読み上げます。農業者の高齢化、後継者不足などにより、農地の貸し出しを希望する農地所有者からの相談が相次いでいる。今後は、基盤法の改正により農地機構を軸とした農地貸借の大幅な増加が見込まれるが、再生可能な遊休農地についても積極的に借り受け、担い手が効率的に営農できるように、集約化を図りながら農地利用の調整を行う必要がある。これに対して、提案内容です。1つ目が、農地機構は、今後「目標地区」内の農地を遊休農地・所有者不明農地も含め、幅広く引き受けるように、運用が見直されている。遊休農地の解消を図るとともに、分散錯圃を解消し、担い手の効率的な営農に資するため、遊休農地解消緊急対策事業による中間保有機能を強化するなど、合理的な農地の集積・集約化を実施されたい。農地機構を軸として農地の貸借を促進し、農地利用の集積集約化を促進していく中で、今回の基盤法の法改正により、農地機構の中間管理機能を強化する事業予算が盛り込まれています。遊休農地解消緊急対策事業と言うのですが、機構が借り受けた再生可能な遊休農地を、機構は耕作できるような状態にして、担い手に貸し付けるといった事業と、その他にも、農家負担ゼロの基盤整備事業などを活用するなどし、農地機構に対する農地貸借のメリットを享受できるような取り組みを今後も推進し、加速的な集積集約化に取り組まされたいといったものです。もう1つの提案内容です。遊休農地対策として、雑草繁茂等管理不全農地に対して地権者に管理をお願いする対策をしているが、耕作できなくても雑草を生やさないため、防草シートの補助や伸びにくい景観形成作物の補助を検討されたい。遊休農地対策としては、利用が困難な農地に、今、粗放的管理の例として農業新聞でもよく記事に取り上げられていると思いますが、景観作物の作付けというものがあります。コスモス、ヒマワリ、レンゲ、ナノハナ、こういった種子を配布する事業に対する予

算補助、また導入のノウハウの提供などを検討いただきたいといったものです。ホームページを見ていると、そういう配布の事業を行っているところが多々あります。また、防草シートの補助、また、物品・施工を含めた補助等の検討いただきたい。維持管理にも比較的手間のかからない、手間を軽減するための対策として、また、景観の保持に繋がるような事業を検討していただきたいという内容にしています。3ページをご覧ください。新規就農の促進です。提案理由です。農業・農村の一番の問題は、少子高齢化による担い手、後継者不足である。現在の担い手は、これ以上、圃場の受け入れは難しく、新規遊休農地の発生リスクがさらに高まる。近年の自国農産物価格の低迷に加え、昨今の原油価格の高騰、肥料値上がり等農業経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。今後の日本の農業を考えると、次世代の若者たちが安心して農業ができるような支援を行わなければ、ますます農業が衰退し、農作物を作る人がいなくなる。提案内容です。若者や新たに農業経営を始める者が、新規就農者として農業経営していくためには、農産物価格の安定をはじめ、農業経営で自立できるよう、県や国からこれまで以上の支援が必要である。何に支援が必要か、もっと現場の声を直接聞いていただきたい。委員の意見で一番多かった内容です。とにかく、担い手が少ない、増えない。法人も含めて後継者がいない、育たない。新たな担い手が現れないことには、農地の集積集約化も遊休農地の増加も解消しない、全てに影響しているということです。新規就農者には手厚い支援補助制度が整備されて、充実しているということですが、農業が盛んな地域限定の話といえますか、家族経営農家の後継者が、今後も引き継いで農業をやっているかとはなっていませんので、農業政策を立案する立場の方にもっと現場の声を聞いていただきたいということです。そのために、私たちはこういった機会、皆様の意見を国や県に届けていくことが重要なことだと考えています。最後に、その他として3つの意見を載せています。まず1つ目の提案理由です。ロシアによるウクライナ侵攻や地球温暖化等気象変動による食糧危機が発生している。一方、日本の食糧自給率は37%と極めて低く、食糧安全保障の早急な確立が必要である。しかし、日本の農業は、過度な貿易自由化による農産物価格の低迷により、担い手不足となり、高齢化が急速に進むなど、農業基盤の脆弱化が進んでいる。大規模化、法人化だけでは、農村社会の過疎化を招くことになる。今こそ、食料・農業・農村の大切さを、国民全体で共有するときである。これに対する提案内容として、下枠の1番上ですが、大規模農家や農業法人化偏重の農政を変換し、小規模家族農業が経営を続けられる支援を強化されたい。また、日本の食料自給率向上のために、食料安全保障の観点から、価格が高くても国産品を愛用するという消費者の意識改革に取り組むなど、食料・農業を国民全体の問題として強力な広報活動を行うこと。2つ目の提案理由です。最近、農地転用申請の件数が多く、宅地化による農地の減少が進行している。農地転用により住宅が建つと、その隣接する北側の農地は、日照の関係で営農が制限されるなど、農業者に大きな影響を及ぼしている。農家・非農家の混在化により、農業がやりにくくなっている現状を改善できる方法はないのか。これに対する提案内容ですが、農地転用許可に係る審査基準のうち、一般基準の一

つである周辺の農地または採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合（周辺の農地または採草放牧地における日照、通風等に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合）は、本来、許可ができないという内容ですが、その許可条件を厳格に審査するため、判断基準を明確するなど運用の改定を求めたい。3つ目の提案理由です。令和3年度の「農地法の運用について」の一部改正による遊休農地と判断された全ての農地に対する利用意向調査の実施をはじめ、「人・農地など関連施策の見直しについて」では、今後「人・農地プラン」が法定化されることに伴い、農業委員会が国から購入補助を受けるタブレット端末を活用して、「目標地図」の原案を作成するという、さらには、令和4年2月に通知された「農業委員会による最適化活動の推進等について」では、最適化活動の目標設定・活動の記録化・点検、評価を行った上で公表するなど、農業委員会に対して立て続けに新たな業務が課せられている。これに対する提案内容です。農業委員会が行う農地利用最適化推進業務については、これまでも香川県農業会議にご支援・ご指導をいただいているが、これら新たな業務を円滑に実施していくためには、これまで以上のサポートが必要不可欠である。適時、必要な研修・説明会の開催、巡回による指導のほか、事務の効率化を図るための簡素化等、市町農業委員会に対するサポート体制をより一層強化いただき、引き続き強力な支援をお願いしたい。以上の意見を提出しました。農業会議では、各市町から提出された意見などを7月の常設審議委員会で検討し、8月下旬に県知事宛に提出する予定となっています。なお、市に対する意見提出につきましては、皆様にいただいた中で、市向けの意見を取りまとめて、9月の総会で審議・決定し、10月20日の総会終了後に、この場所で、市長および市議会議長に提出する予定にしています。意見を提出していない委員らっしゃいますが、市への意見提出までにはまだ時間がありますので、8月末まで受け付けします。また事務局か綾歌・飯山市民総合センターに提出してください。内容はどんなことでも構いませんので、地域の代表として、ご意見を提出してください。よろしくお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。10月に市への意見書の提出がありますので、提出いただいた意見を精査して、市長・議長への意見書を作成いたします。それでは、議題3その他は、ありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。「前回の農家相談開催結果」を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は6月27日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は7月5日火曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分は7月11日月曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時に1件

相談がありました。相談内容は、農地の農業法人への貸借契約についてでした。相談者は、これまで農業法人に5筆、農地を貸していて、1年更新の使用貸借を設定しています。今後、それ以外の農地も全て同じ法人に貸付を検討していて、貸借契約を行う場合の取り扱い、取り決めの相談でした。まず、農地機構、農業委員会の機構法、基盤法のどちらの方法で貸借を設定した方が良いか検討して、農地機構に確認したところ、借り手が認定農業者ではないので、双方に特にメリットがないということで、農業委員会を通す基盤法で行うことになり、契約の取り決めについては、記入例を渡し、それを参考に取り決め事項を作成し、双方合意の上、貸借の届け出を出していただくことになりました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は7月27日水曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は8月5日金曜日、大西委員、綾歌市民総合センター開催分は、8月10日水曜日、久米委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、次に移ります。その他で報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 2点報告いたします。農業委員会県外研修については、令和元年度までは委員から、研修内容や研修日程など、希望を伺って研修先を探し、大体11月初旬ごろにバスで1日研修を行っていました。しかし、令和2年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止ということもあり、中止しています。役員会でも検討いたしましたが、コロナ感染がまだ十分収束していなくて、多人数での受け入れが可能な団体も限られることから、今後のコロナの感染状況を見ながら、可能な状況になれば、ご連絡いたします。次に、市民の方から投書がありましたので、報告いたします。中方橋東側の県道を北へ700メートルぐらい行ったところに、「水辺の楽校」という水生生物等と触れ合える公園があり、その周辺をボランティアで清掃されている方からの投書で、用水路に肥料袋やビニールシート、家庭ゴミ、野菜屑、井出浚いをした水草や草刈りした雑草が流れ込み、公園の水路や水門に詰まっているということと、そこからゆくゆくは、土器川や海を汚すことにもなります。用水路の水門などで農家の方を含め関係者で管理・清掃できませんかという投書でありまして、農業委員会へというのではありませんが、総会で周知してくださいとの内容でした。基本的に農家の方は水路にゴミや雑草を流すことはないと思いますが、こういう投書があったことを報告いたします。以上です。

●会長（松岡繁君） その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題といたしまして、

議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、
議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、
議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」、
議案第44号「非農地証明願について」、

報告といたしまして、

報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、
報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、郡家町・・・合計面積2,559.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、飯野町東分・・・合計1,322.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田上・・・面積861.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

4番、綾歌町岡田東・・・合計面積4,188.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町栗熊西・・・面積213.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、飯山町真時・・・合計面積4,470.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、農業経営を開始する譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でアスパラガスを作付けする計画が提出されています。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。6番で株式会社・・・が農地を取得するようになっていきます。この株式会社について、詳しく説明してください。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただいま質問のありました6番の、株式会社・・・の農地の取得について説明いたします。こちらの法人が農地所有適格法人という資格を申請しまして、それに該当したら、農地の所有ができるようになります。これらの申請のために、登記簿、会社の定款、株主名簿、構成員名簿、地域との役割分担に係る確約書、営農計画書、農地所有適格法人としての事業の概要、これから5年先までの収支の状況等を提出していただいています。その内容によると、アスパラガスのハウスを設置しまして、経営されるようです。それで、アスパラガスですので、単年で収支はプラスにはなりません、大体3年後ぐらいで収入が増えてくると計画しています。農地所有適格法人というのは農地法に規定されている法人であり、その基準となるのが、農業収入が収入の半分を超えなければいけない等の条件があります。これも単年度は無理ですが、計画的に収入を増やして行って、収入の半分以上を超えることが予定されています。現在のところ、この法人の収入は太陽光の売電収入だけと聞いています。農業の方のアスパラガス経営を本格的に参入して、大体3年後ぐらいに農業収入が過半を超えるという計画が提出されています。あと、役員の農業従事日数とか、その他条件があります。こちらの内容を精査して、将来的に農地所有適格法人として経営できると判断して、それに基づいて農地の所有権移転の申請を出されています。以上です。

●会長（松岡繁君） 農地所有適格法人というのは、誰が審査するのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 申請に基づいて、農業委員会で該当するかどうかを判断していきます。

●会長（松岡繁君） 農業委員会事務局で判断する。

●事務局長（小西裕幸君） 事務局ではなく、農業委員会で判断します。

●農業委員（大口年昭君） 株式会社が借り入れるのは多いですけど、所有権移転はあまり聞きません。

●事務局長（小西裕幸君） 株式会社が、農地を借りて経営しているのは多いですけども、農地を買って経営するというのは、丸亀では件数は少ないです。ゼロではないです。

●会長（松岡繁君） 農業委員会で農地所有適格法人の申請をして許可されたら、どの企業でも農地を買えるのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 法人の設立について、株式会社とか有限会社、そういう会社関係は、農業会議に指導をしていただいています。あと農業組織については、普及所等が設立について、指導していただいています。農業委員会としては、その設立された農地所有適格法人が、その条件を満たしているかを判断する役目になっています。

●会長（松岡繁君） 石井委員、何か聞いていますか。

●農業委員（石井廣喜君） 私は聞いていません。

●農業委員（尾野弘季君） 計画通りに農業収入が半分以上にならない場合はどうなりますか。

●事務局長（小西裕幸君） 計画通りにいかない場合は、まず農業委員会から指導するようになります。まず指導して、それでも収入など農地所有適格法人の条件が満たされない場合は、農業会議や県関係からの指導もいただきながら、次の段階に進めていくようになります。

●農業委員（登倉賢仁君） ここは、あまり水が来ない所だと思います。

●農業委員（大口年昭君） 最近は水道水を利用しています。

●事務局長（小西裕幸君） また、農地所有適格法人は、農業委員会へ毎年決算後3か月以内に報告書を出さなければなりません。

●会長（松岡繁君） 他にご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決いたします。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から6番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件については原案通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、3ページをお開きください。議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、柞原町・・・面積208.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成9年ごろ農地を造成し駐車場として、これまで隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請書によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東二・・・面積 241.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成14年ごろ農地を造成し駐車場や納屋として、これまで隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

3番、飯野町東分・・・面積 138.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、昭和47年ごろ隣接する宅地で住宅を増改築した際、あわせて造成し現在まで一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 4ページをお開きください。第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。13号議案が取下となっていますので、合わせて19件です。

1番、今津町・・・面積400.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、田村町・・・面積428.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページにかけてになります。

3番、田村町・・・合計面積7,509.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、柞原町・・・面積39.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

5番、柞原町・・・面積178.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

6番、柞原町・・・289.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、川西町北・・・面積1,722.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになります。

8番、川西町南・・・合計面積6,267.90㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地21棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページにかけてになります。

9番、飯野町東二・・・合計面積8,644.00㎡【議案読み上げ】

この案件、所有権移転売買を行い、分譲住宅26棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、原田町・・・合計面積1,093.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗の敷地拡張のための造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページにかけてになります。

11番、郡家町・・・合計面積8,899.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅27棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、垂水町・・・合計面積2,783.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請されています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

13番は取下となりました。

14番、天満町一丁目・・・面積616.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

15番、綾歌町岡田下・・・合計面積1,443.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと

考えます。

16番、綾歌町岡田西・・・面積250.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12ページをお開きください。

17番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,546.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地9棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18番、綾歌町栗熊東・・・面積429.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19番、綾歌町栗熊東・・・1,147.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13ページをお開きください。

20番、飯山町上法軍寺・・・面積1,020.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地4棟の建築整理を図るものです。申請地は、農地区域内農地ですが、令和4年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上19件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第42号「農地法第5条第1項の規

定による許可申請」について、取下の整理番号13番を除いた1番から20番までの各案件を許可相当とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」19件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 続いて、14ページをお開きください。第43号「農用地利用集積計画の決定について」です。14ページから32ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて32件、筆数85筆、面積が74,703.00㎡となっています。

詳細は、表の通りです。業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第43号「農用地利用集積計画の決定」32件の各案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

次に、議案第44号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。はい。

●事務局次長(大西良明君) 33ページをお開きください。議案第44号「非農地証明願について」です。案件は3件です。

1番、田村町・・・面積49.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、現在、農道として利用している状況です。

2番、川西町南・・・合計面積123.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、現在、農道及び農業用水路として利用している状況です。

34ページをお開きください。

35ページにかけてになります。

3番、広島町江の浦・・・4,756.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上3件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明す

ることに問題はないものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第44号「非農地証明願」について、整理番号1番から3番の案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

次に、報告事項に入ります。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、36ページをお開きください。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は3件です。

1番、垂水町・・・合計面積3,369.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年3月5日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、飯山町上法軍寺・・・合計面積5,365.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年4月17日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

37ページにかけてになります。

3番、飯山町西坂元・・・面積155.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成26年3月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、38ページをお開きください。

報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は2件です。

1番、今津町・・・合計面積1,195.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、飯野町東二・・・面積36.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用目的のため離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で7月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせします。来月の総会は8月19日金曜日の午前9時30分から、本館2階201会議室、この会場で開催する予定です。次に、現地調査についてお知らせします。農地転用等の締め切りが8月5日金曜日になりますので、8月9日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、8日に連絡いたしますので、予定を開けておいてください。なお、昨年度の緑色の活動記録セットの提出がまだの方は、農業委員会事務局もしくは綾歌・飯山市民総合センターへご提出ください。また、農地の利用状況調査が終わった方は、随時事務局か綾歌・飯山のセンターへご提出ください。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

●事務局次長（大西良明君） すみません。事務局から、お知らせがもう一つあります。郵送の通知の中に一つ入れています。「お願いとお知らせ」と書いたA4の紙があると思います。事務局から2点ほどお知らせお願いがあります。6月の総会で、農地パトロールの要領を説明いたしましたが、調査票の中に新たに「遊休農地となり得る現況」と「発生場所」という選択の欄が2つ増えています。私の説明が不十分で、大変申し訳なかったのですが、この2つをパトロールをした時に現場を確認して、傾斜地であるとか、狭小地であるとか、あと発生場所が山間なのか平地なのか、選択する欄を設けていますので、パトロール調査票の記入をお願いします。わかる範囲で結構です。もう既に提出された方は、事務局の方で書いておきますので、再度調査に行っていただく必要はありません。それともう一つ、「活動記録簿（4月～9月）の提出について」です。皆様に記入していただいている活動記録ですが、交付金申請事務の関係で、上半期分として、9月末で一旦、集計をしなければならなくなりました。よって、9月分まで記入が完了しましたら、事務局へ提出していただきます。9月の総会の時に9月分まで完了されている方は提出していただいたら結構なのですが、9月末までは総会の時には10日残っていますので、それまでに書いていない方は、10月になれば早々に、事務局か綾歌・飯山市民総合センターに提出してください。提出の仕方は、記録簿の様式がミシン目になっていますので、4月から9月分まで、切り離して提出してください。その際に、右上のところに名前を書く欄がありますので、名前を書くのを絶対に忘れないようにしてください。まとめて書いている方はご注意ください。以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前11時終了）